

特許権付与後の手続き

米国特許改正法 (America Invents Act) は、米国特許法102条に注目が集まっていますが、おそらく特許権者に最も大きな影響をもたらすのは特許権付与後の手続の拡張です。すでに再発行や再審査手続きに詳しい弁護士が揃っているWHDAはこれらの新しい手続きに対応する準備ができています。

特許付与後の紛争を扱うWHDAの弁護士は再審査が訴訟と同様に効果的な手段であることを長年の経験から理解しています。競合企業の特許権が強力だったとしても同様です。さらに、再審査の手続きは地方裁判所訴訟と比較すればはるかに低コストです。再審査は、査定系でも当事者系でも地方裁判所訴訟と比べると一般的ではありません。しかし、再審査の手続きは今日、侵害者被疑者側に多くの成功をもたらしています。したがって、私たちの特許付与後を扱う弁護士グループは再審査請求の成功のため多くの戦略を提供する努力を惜しみません。この戦略には再審査と訴訟の2つを同時に進める方法もあり、我々はその戦略の複雑さも良く理解しています。

関連弁護士・弁理士

- › スティーブン・エイドリアン
- › マイケル・カリディ
- › ジョン・コング
- › ウィリアム・シャートラー
- › ニコラス・セッケル
- › ニコラス・セッケル
- › スコット・ダニエルズ
- › シンディ・チャン
- › トーマス・ブラウン
- › アンドリュー・メリック
- › 服部 健一
- › 中村 剛
- › 小野 康英
- › 中村 義哉